

「長野県人権尊重の社会づくり条例（仮称）」について

令和 7 年 6 月

県民文化部人権・男女共同参画課

1 趣旨

これまで「長野県人権政策推進基本方針」（H22 年策定。以下「基本方針」という。）に基づき人権政策を総合的に推進してきたが、人権尊重の理念や重要性を県民等と共有し、人権がより尊重される社会の実現に寄与することを目的として人権全般を包括した条例を制定する。

（検討の背景・理由）

- 基本方針の策定から 15 年が経過しており、以下のような課題が存在
 - ・社会経済情勢の変化等により従来は問題視されなかった人権課題の顕在化、新型コロナウイルス感染症や災害などの非常時における人権に関する様々な問題の発生など、人権課題はますます多様化・複雑化
 - ・個人の人権意識の高まりの一方で、差別、虐待、いじめ、ハラスメント、SNS 上の誹謗中傷など他者の人権を侵害する様々な事象が発生
- 県ではその間も、子ども支援、障がい者共生社会づくり、犯罪被害者等支援、性的マイノリティ支援などへの取組を積み重ねてきた。
- 「しあわせ信州創造プラン 3. 0」や「信州未来共創戦略」において位置付けられている人権が尊重される社会づくりの一層の推進
- 基本方針は県行政の方向性を示すものであるため、議会の議決を経た条例により、県民に対し県の人権に対する姿勢を明確に示すことで、人権意識の底上げを図る。

2 方向性

- 個別の人権課題への対処を規定するものではなく、人権尊重の理念や重要性を県民等と共有し、人権がより尊重される社会の実現に寄与する包括的な人権尊重条例を想定
- 個別の人権課題を含む施策の方向性については、条例制定後に基本方針を改定して具現化 →県民、県内事業者との連携・協働を意識した内容とする方向

3 今後の見通し（R7.6 現在）

令和 6 年度	1 月	審議会【人権政策の手法について審議】
	2 月	議会定例会【包括的な人権尊重条例の検討着手表明】

令和 7 年度	6 月	審議会①【諮問、基本的方向性審議】	↓ 7～11 月 関係団体意見聴取
	9 月	審議会②【骨子素案審議】	
	10～11 月	パブリックコメント	
	12 月	審議会③【答申案審議】 ⇒ 【答申】	

4 条例に想定される項目等（議論のためのたたき台）

他県の条例を参考に、本県条例としては以下を想定

ア 目的

イ 基本理念

ウ 県の責務、県民等の責務、市町村との協働等

エ 基本的施策

- ・ 人権政策推進基本方針
- ・ 人権政策審議会
- ・ 人権教育・啓発、人権相談、関係機関との連携など

オ 人権侵害行為の禁止等に係る宣言規定※

カ 人権侵害行為の例示として、誹謗中傷、いじめ、虐待、不当な差別的取扱い等に加え、インターネット上の人権侵害、優越的関係を背景とした不当要求等への言及を検討※

※他県の規定については別紙参照

他県の包括的な人権尊重条例の制定状況

◎主な規定項目（20都府県）

R7.4.1時点 人権・男女共同参画課調べ

区分	項目	鳥取	奈良	高知	大阪	愛媛	滋賀	和歌山	福井	栃木	大分	東京	鹿児島	宮崎	秋田	愛知	三重	佐賀	山梨	沖縄	京都	○の 合計
	施行年度 （最終改正年度）	H8 (R3)	H8	H10	H10 (R元)	H13 (H16)	H13 (H16)	H14 (R6)	H15 (R2)	H15 (H30)	H21 (R3)	H30 (R4)	R3	R3	R4	R4	R4 一部R5	R4	R4	R5	R7	
共通項目	総則（前文、目的等）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	20
	責務（都府県、県民）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	20
独自項目（全般）	方針・計画の策定	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	18
	審議会（協議会）	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○			○	○	○		○	○	15
	基本的施策（教育・啓発）	○	○										○	○			○		○			6
	基本的施策（相談体制）	○											○	○		○	○	○				6
	基本的施策（実態把握・調査）	○						○			○			○			○					5
	他の主体との協働・協力等	○				○			○	○	○		○				○		○		○	9
	責務（市町村）	○		○														○				3
	責務（事業者）				○		○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	14
	差別禁止の宣言	○													○		○	○	○			5
	調停・仲介（助言、説示、あっせん、勧告）																○	○				2
	差別事例の公表																					0
	制裁措置（人権侵害を行った者の氏名の公表）																					0
	制裁措置（罰則）																					0

鳥取県人権尊重の社会づくり条例

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であり、人間として尊重され、基本的人権の享有が保障されなければならない。これは、人類普遍の原理であり、自由と正義と平和の基礎であり、かつ、法の下での平等及び基本的人権の保障を定めた日本国憲法の精神にかなうものである。

この理念の下に、お互いの人権が尊重され、誇りをもって生きることができる差別と偏見のない社会が実現されなければならない。

ここに、我々鳥取県に暮らすすべての者は、豊かな自然に抱かれ、歴史と文化を育んできたふるさと鳥取の地で、共に力を合わせてこの使命を達成することを決意し、真に人権が尊重される社会とするため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、人権尊重に関し、県、市町村及び県内に暮らす全ての者の果たすべき責務を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、障がい、感染症等の病気、職業、被差別部落の出身であることその他の事由を理由とする差別その他の人権に関する問題（以下「人権問題」という。）への取組を推進し、差別のない真に人権が尊重される社会づくりを図ることを目的とする。

(県の責務)

- 第2条 県は、前条の目的を達成するため、人権尊重の社会づくりに関する施策（以下「人権施策」という。）を積極的に推進するとともに、県行政のあらゆる分野で人権に配慮し、人権尊重の社会的環境づくりと人権意識の醸成及び高揚を促進しなければならない。
- 2 県は、人権施策を推進するに当たっては、国、市町村及び関係団体と連携協力しなければならない。
- 3 県は、市町村が実施する人権施策について、必要な助言その他の支援を行うものとする。

(市町村の責務)

第3条 市町村は、県が実施する人権施策に協力するとともに、自らの行政分野で人権尊重に配慮し、人権意識の醸成及び高揚に努めなければならない。

(県内に暮らす全ての者の責務)

第4条 県内に暮らす全ての者は、相互に人権を尊重し、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを認識し、人権意識の向上に努めるとともに、県が実施する人権施策に協

力しなければならない。

(県、市町村及び県内に暮らす全ての者の相互の協力等)

第5条 県、市町村及び県内に暮らす全ての者は、真に人権が尊重される社会を実現するため、職域、学校、地域、家庭その他の様々な場において、相互に協力しながら、あらゆる差別の解消に取り組むものとする。

(基本方針)

第6条 知事は、人権施策の総合的な推進を図るため、人権施策の基本となるべき方針(以下「人権施策基本方針」という。)を定めるものとする。

2 人権施策基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 人権尊重の基本理念
- (2) 人権教育及び人権啓発に関すること。
- (3) 差別実態の解消に向けた施策に関すること。
- (4) 相談支援体制に関すること。
- (5) 人権施策の推進に資する調査に関すること。
- (6) 第2号から前号までに掲げるもののほか、人権尊重の社会づくりのための重要な施策に関すること。
- (7) 人権問題における分野ごとの施策に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、人権施策を推進するために必要な事項

(差別のない社会づくりの推進)

第7条 何人も、職域、学校、地域、家庭その他の様々な場において、第1条に掲げる事由を理由とする次に掲げる行為(インターネットを通じて行う行為を含む。以下この条において「差別行為」という。)をしてはならない。

- (1) 誹謗中傷、著しく拒絶的な対応、不当な差別的言動その他の心理的外傷を与える行為
- (2) いじめ又は虐待
- (3) プライバシーの侵害
- (4) 不当な差別的取扱い

2 県は、差別行為を防止するため、人権に関する正しい知識の普及による偏見の解消をはじめ、必要な人権教育及び人権啓発を積極的に行うものとする。

3 県は、差別行為を受けた者に対して、次条の規定による相談対応その他必要な支援を行うものとする。

4 県は、差別行為の防止のための施策を効果的に実施するため、差別行為の実態の把握並びに必要な情報の収集及び分析を行うものとする。

(人権に関する相談)

第8条 知事は、人権尊重の社会づくりを推進するため、人権相談窓口（県民の人権に関する各般の問題につき、相談に応じるとともに、相談をした者（以下「相談者」という。）への支援を行うための窓口をいう。以下同じ。）を設置する。

2 知事は、人権相談窓口において人権に関する相談を受けたときは、専門的知見を活用しながらその相談に応じるとともに、その当事者の相互理解と自主的な取組による解決を促進するため、次に掲げる支援を行うものとする。

(1) 相談者への助言

(2) 国、県、市町村等が設置する相談機関（人権に関する相談、助言、苦情処理等を専門的に行う機関をいう。）その他の関係機関（以下単に「関係機関」という。）の紹介

(3) 関係機関と連携した相談者の支援

(4) その他相談者及び関係機関に対する必要な支援

3 知事は、前項の支援を円滑に行うため、関係機関との緊密な連携の確保に努めるものとする。

4 前3項に定めるもののほか、人権相談窓口の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(鳥取県人権尊重の社会づくり協議会)

第9条 人権施策基本方針その他人権施策に県内に暮らす全ての者の意見を反映させるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、鳥取県人権尊重の社会づくり協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 知事は、人権施策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、協議会の意見を聴くものとする。

3 協議会は、人権尊重の社会づくりに関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

第10条 協議会は、委員26人以内で組織する。

2 委員は、人権に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成8年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
(鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正)

- 2 略

- 附 則

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

人権侵害行為の禁止等に係る他県の規定

鳥取県 鳥取県人権尊重の社会づくり条例

(目的)

第1条 この条例は、人権尊重に関し、県、市町村及び県内に暮らす全ての者の果たすべき責務を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、障がい、感染症等の病気、職業、被差別部落の出身であることその他の事由を理由とする差別その他の人権に関する問題（以下「人権問題」という。）への取組を推進し、差別のない真に人権が尊重される社会づくりを図ることを目的とする。

(差別のない社会づくりの推進)

第7条 何人も、職域、学校、地域、家庭その他の様々な場において、第1条に掲げる事由を理由とする次に掲げる行為（インターネットを通じて行う行為を含む。以下この条において「差別行為」という。）をしてはならない。

- (1) 誹謗中傷、著しく拒絶的な対応、不当な差別的言動その他の心理的外傷を与える行為
 - (2) いじめ又は虐待
 - (3) プライバシーの侵害
 - (4) 不当な差別的取扱い
- (第2項以下省略)

秋田県 秋田県多様性に満ちた社会づくり基本条例

(差別等の禁止)

第3条 何人も、他人に対して、人種、信条、性別、性的指向（恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向をいう。）、性自認（自己の性別についての認識をいう。）、社会的身分、門地、職業、年齢、心身の機能の障害、病歴その他の事由を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

2 何人も、他人に対して、優越的な関係を背景として、不当な要求をすることその他の不当な行為をしてはならない。

三重県 差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例

(基本理念)

第4条 何人も、不当な差別をはじめとする人権侵害行為をしてはならない。

2 何人も、共通の人種等の属性を有する不特定多数の者に対して当該人種等の属性を理由として人権侵害行為をすることを助長し、又は誘発する目的で、当該不特定多数の者が当該人種等の属性を有することを容易に識別することを可能とする情報を公然と摘示する行為をしてはならない。

佐賀県 全ての佐賀県民が一人一人の人権を共に認め合い、支え合う社会づくりを進める条例

(人権侵害行為の禁止等)

第7条 何人も、不当な差別、いじめ、虐待、プライバシーの侵害、誹謗中傷その他の他人の権利利益を侵害する行為（インターネットを通じて行われるものを含む。以下「人権侵害行為」という。）をしてはならない。

2 県は、人権侵害行為を防止するため、人権に関する正しい知識の普及をはじめとした教育及び啓発を積極的に行うものとする。

3 県は、人権侵害行為を受けた者に対して、次条の規定による相談対応その他必要な支援を行うものとする。

山梨県 山梨県多様性を認め合う共生社会づくり条例

(差別的取扱い等の禁止)

第3条 何人も、他人に対して、人種、信条、性別、国籍、性的指向（恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向をいう。）、性自認（自己の性別についての認識をいう。）、社会的身分、門地、職業、年齢、障害又は疾病の有無その他の事由を理由として、差別的取扱いをすることその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

2 何人も、他人に対して、優越的な関係を背景として、不当な要求をすることその他の不当な行為をしてはならない。